

母子保健事業

妊娠・出産したとき

母子健康手帳交付

妊娠された方は、母子健康支援センターはつらつ(予約不要)、各総合支所地域振興課(要予約)で妊娠届出書を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。随時、相談にも応じます。

申請に必要なもの

個人番号確認書類と本人確認書類

はつらつマタニティサポート事業

妊婦健康診査費助成事業/妊婦歯科健康診査費助成事業

妊婦にかかる健診に要した費用の一部を助成します。また、妊婦歯科健診に要する費用の助成を行います。母子健康支援センターはつらつ(予約不要)、各総合支所地域振興課(要予約)で申請してください。

産前産後家事支援費助成事業

産前産後の家事・育児支援が必要な家庭で、家事ヘルパーを利用した費用の一部を助成します。

妊産婦タクシー利用料金助成事業

妊産婦の方に通院・健診等にご利用いただけるタクシー券を配布し、費用を助成します。

プレママサロン(妊婦のつどい)(要申込)

妊婦(プレママ)が集い、交流するサロンを開催しています。保健師・管理栄養士・助産師が安心して出産・育児が行えるようアドバイスをします。

▶内容 フリートーキング・ミニ講座・健康相談

新生児聴覚検査費助成事業

赤ちゃんの聴覚機能障害を早期発見・早期支援することを目的に、耳の聞こえの検査費用を助成します。

産前・産後サポート事業

問 母子健康支援センターはつらつ(健康課) ☎0791-63-5121

産前・産後は、お母さんの体と心の状態が最も不安定な時期です。そのため、助産師・保健師が家庭訪問等を実施し、産前・産後の心身の不調に関する相談支援や、授乳・沐浴などの助言指導を行います。

産後ケア事業

問 母子健康支援センターはつらつ(健康課) ☎0791-63-5121

家族からの産後の援助が受けられない場合や育児不安などで、育児支援を必要とするお母さん産後1年未満の母親及びその乳児を対象に、病院に宿泊または通所(利用可能な医療機関は決まっています)しながら心身の安定と育児不安の軽減を図ります。(利用者負担があります。)

はつらつベビーまごころ便支給事業

生後2か月と5か月ごろにメッセージを添えてベビー用品を宅配します。

母子訪問事業

事業名	内容
新生児訪問・未熟児訪問	保健師又は助産師が訪問し、赤ちゃんの発育・発達やお母さんの健康状態、育児等について相談に応じます。
こんにちは赤ちゃん訪問	生後2か月と1歳のお子さんがある家庭を母子・健康推進委員が訪問し、「母子健康カレンダー」や「予防接種の予診票」などの書類をお届けします。また、育児に対する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。

未熟児養育医療給付

指定医療機関において入院し、養育が必要な未熟児に対して、医療費、入院時食事療養費を給付します。

乳幼児健診

乳幼児期の発育・発達の重要な時期に健康診査・相談を行います。

種類	内容
乳児健康診査(個別通知)	診察(内科)、身体計測、問診、発育・発達チェック、保健指導、栄養指導、家族計画指導
1歳6か月児健康診査(個別通知)	診察(内科・歯科)、身体計測、問診、発育・発達チェック、保健指導、栄養指導、歯科指導とフッ化物塗布
3歳児健康診査(個別通知)	診察(内科・歯科)、身体計測、問診、発育・発達チェック、保健指導、栄養指導、歯科指導、育児相談

乳幼児相談・教室

お母さん同士の交流を深めたり、専門スタッフが不安や悩みをお聞きします。

相談	内容
赤ちゃん相談(乳児相談)(要申込)	身体計測、発育・発達チェック、保健相談、栄養相談
キッズ相談(幼児相談)(要申込)	身体計測、発育・発達チェック、保健相談、栄養相談
7・8か月児相談(個別通知)	身体計測、問診、発育・発達チェック、保健相談、栄養相談、歯科相談、心肺蘇生法実習、事故予防、いずみ会による若い世代の食育啓発
2歳6か月児相談(個別通知)	身体計測、問診、発育・発達チェック、保健相談、栄養相談、歯科ブラッシング指導
5歳児発達相談	5歳になるお子さんを対象に「子育て相談票」を配布し、子育てに心配のある方について、お子さんの発達に適した育児等の相談を行い、必要に応じて専門相談機関などの紹介をします。
親子ふれあい教室(要申込)	集団あそびを通して発達が気になるお子さんへのかかわりを学ぶとともに専門職による相談を実施します。
発達相談(要申込)	医師、臨床心理士、言語聴覚士による衝動・多動性や対人関係、コミュニケーションや言葉等の発達に気がかりなお子さんの相談を実施します。

妊活サポート事業

特定不妊治療費助成事業

兵庫県特定不妊治療費の助成を受けられたご夫妻に対し、治療1回あたり10万円を限度として、治療費の一部を助成します。

一般不妊治療費助成事業

タイミング法や薬物療法等の一般不妊治療を受けられたご夫妻に対し、1年度につき5万円を限度として、治療費の2分の1を助成します。

不育症治療費助成事業

不育症に関する検査や治療を受けた方に対し、1年度につき15万円を限度として、医療保険が適用されない検査・治療費の2分の1を助成します。

※各事業について事前に助成対象要件等詳細をご確認ください。

予防接種

予防接種実施医療機関で接種できます。
感染症にかからないように予防しましょう。

乳幼児・児童(定期予防接種)

対象疾病	標準的な接種期間	回数	対象年齢
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン(1価ワクチン)(ロタリックス)	接種開始は、生後2か月～出生14週6日まで ★27日以上の間隔を置いて接種	2回 生後6週～24週未満
	5価経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン(5価ワクチン)(ロタテック)	★経口接種	3回 生後6週～32週未満
B型肝炎	初回	生後2～9か月未満	1回目接種から27日以上の間隔で接種
	追加	1回目接種から139日以上の間隔を置いて接種	2回 1歳未満
Hib感染症※	初回	接種開始は、生後2か月～7か月未満 ★27日～56日の間隔で接種	3回 生後2か月～60か月未満
	追加	初回終了後、7か月～13か月の間隔を置いて接種	1回
小児の肺炎球菌感染症※	初回	接種開始は、生後2か月～7か月未満 ★27日以上の間隔で接種 ★生後24か月までに完了	3回 生後2か月～60か月未満
	追加	初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後で生後12か月に至った日以降に接種	1回
結核(BCG)	生後5か月～8か月未満	1回	1歳未満
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	4種混合(DPT-IPV)	1期 初回	生後3か月～12か月未満 ★20～56日の間隔を置いて接種
		追加	1期初回接種(3回)終了後12か月～18か月の間隔を置いて接種
ジフテリア 破傷風(DT)	2期	11歳	1回 11歳～13歳未満
	1期	生後12か月～24か月未満	1回 左記のとおり
麻しん・風しん(MR)	2期	小学校就学の1年前の日～その前日	1回
水痘(水ぼうそう)	初回	生後12か月～15か月未満	1回 生後12か月～36か月未満
	追加	初回接種終了後6か月～12か月の間隔を置いて接種	1回
日本脳炎	1期	初回	3歳 ★6日～28日の間隔を置いて接種
		追加	4歳 ★1期初回終了後概ね1年おく
	2期	9歳	1回 9歳～13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮けいがん)	2価	13歳	1か月以上の間隔を置いて2回接種後、1回目から5か月以上かつ2回目から2か月半以上おく
	4価		1か月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目から3か月以上おく

※Hib感染症及び小児の肺炎球菌感染症については、接種開始月齢により接種回数が変わります。
※予防接種を受けに行く前に、必ず「予防接種と子どもの健康」の冊子を読みましょう。



はつらつセンター

乳幼児インフルエンザ予防接種助成事業

乳幼児(生後6か月から小学校就学前の6歳)のインフルエンザの発病や重症化を予防するために、予防接種にかかる費用の一部を助成します。

高齢者(定期予防接種)

対象疾病	接種回数	対象年齢
季節性インフルエンザ	1回(毎年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の方 ●60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
肺炎球菌感染症	1回	<ul style="list-style-type: none"> ●ア. 令和4年3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、又は100歳となる方 ●イ. 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 <p>ただし、イの該当する者として既に当該予防接種を受けた方は、アの対象者から除く。 また、これまでに1回以上肺炎球菌ワクチンを接種した方も対象者から除く。</p>

高齢者肺炎球菌予防接種助成事業

▶対象者

65歳以上の者(ただし、肺炎球菌感染症の定期予防接種対象者は除く。また、これまでに1回以上肺炎球菌ワクチンを接種した者も対象者から除く。)

▶回数

1回

市民総合健診

あなたの健康を守るため、年に1回(子宮けいがん・乳がん検診は2年に1回)健診を受けましょう。

健診の種類	対象年齢	検診内容
集団健診 ※市の健診会場で受診	30歳以上 (一部検診については年齢指定あり)	特定健診(基本健診)・肺がん結核検診・喀痰検査(50歳以上)・胃がん検診(40歳以上)・大腸がん検診・骨粗しょう症検診・胃がんリスク検診(30歳～39歳)・歯科健診・歯科保健指導・肝炎ウイルス検診(40歳以上で過去に検査をしていない方)・前立腺がん検診(50歳以上の男性のみ)
	子宮けいがん検診	20歳以上の女性 細胞診
	乳がん検診	40歳以上の女性 マンモグラフィ検査(乳房のレントゲン)
個別健診 ※指定の医療機関で受診	30歳以上 (一部検診については年齢指定あり)	特定健診(基本健診)・肺がん結核検診・喀痰検査(50歳以上)・胃がん検診(40歳以上)・大腸がん検診・胃がんリスク検診(30歳～39歳)・肝炎ウイルス検診(40歳以上で過去に検査をしていない方)・前立腺がん検診(50歳以上の男性のみ)
	子宮けいがん検診	20歳以上の女性 細胞診
	乳がん検診	40歳以上の女性 マンモグラフィ検査(乳房のレントゲン)

詳しくは広報誌等でご確認ください。



上水道

問 上水道課

水道の使用などについて

次のような場合は下記の場所において手続きをしてください。※()は必要書類。

- ①水道の使用を開始するとき(開始申込書)
- ②水道の使用を中止するとき(中止届出書)
- ③水道の利用者等を変更するとき(変更届出書)

龍野地域及び 揖保川地域 (半田・片島の一部) にお住まいの方	新宮地域 (光都を除く) にお住まいの方	新宮地域 (光都) にお住まいの方	揖保川地域 (半田・片島の一部を除く) にお住まいの方	御津地域 にお住まいの方
上水道課		播磨高原広域事務組合 上下水道事業所	西播磨水道企業団	
お問い合わせ ☎0791-64-3173		お問い合わせ ☎0791-58-0001	お問い合わせ ☎0791-22-7231	

分担金について

水道を新設又は増径変更するときは、指定給水装置工事業者にお申込みください。
なお、下記の分担金が必要となります。

口径	加入分担金			
	龍野地域及び 揖保川地域 (半田・片島の一部) にお住まいの方	新宮地域 (光都を除く) にお住まいの方	新宮地域 (光都) にお住まいの方	揖保川地域 (半田・片島の一部を除く) 及び御津地域に お住まいの方
13mm	55,000円		77,000円	143,000円
20mm	110,000円		132,000円	143,000円
25mm	198,000円		220,000円	253,000円
30mm	330,000円		550,000円	—
40mm	660,000円		1,650,000円	792,000円

口径	加入分担金			
	龍野地域及び 揖保川地域 (半田・片島の一部) にお住まいの方	新宮地域 (光都を除く) にお住まいの方	新宮地域 (光都) にお住まいの方	揖保川地域 (半田・片島の一部を除く) 及び御津地域に お住まいの方
50mm	1,100,000円		3,300,000円	1,353,000円
75mm	2,750,000円		7,700,000円	3,685,000円
100mm	別途協議		16,500,000円	7,535,000円
150mm	別途協議		45,100,000円	別途協議
200mm	別途協議		別途協議	別途協議

※上記の金額には消費税が含まれています。 ※増径の場合は新口径と旧口径の差額分となります。

水道料金について

水道料金は2か月に一度メーター検針を行い、納付していただきます。水道料金のお支払方法は、納付書支払いと口座振替の2通りがあります。口座振替を希望される場合は、別途手続きが必要です。

龍野地域及び 揖保川地域 (半田・片島の一部) にお住まいの方	新宮地域 (光都を除く) にお住まいの方	新宮地域 (光都) にお住まいの方	揖保川地域 (半田・片島の一部を除く) にお住まいの方	御津地域 にお住まいの方
①	②	③		

水道料金の計算方法(1か月当たり)

①龍野・新宮地域(光都を除く)及び揖保川地域(半田・片島の一部)にお住まいの方(上水道課)

基本料金 825円 (10㎡までは基本料金)	水道料金	
	使用水量	1㎡当たりの料金
+	11～20㎡	99円
	21～40㎡	143円
	41～100㎡	198円
	101㎡以上	231円 (消費税含む)

次のページに続く

(広告)

たつの市上下水道指定工事店

建築設備・設計施工

BANRYU

株式会社 播電商会

たつの市龍野町島田20-1

TEL(0791)65-2105
FAX(0791)65-2301

水処理施設の総合管理

関西パブリック工業株式会社

たつの市龍野町大道2-11

TEL(0791)63-4162
FAX(0791)63-4869

衛生設備 給排水

たつの市上下水道指定業者

株式会社 恒藤水道工業所

〒679-4121 たつの市龍野町島田656-2

TEL. 0791-63-0631
FAX. 0791-63-0632

(広告)

これからやさしい暮らしのお手伝い

水回りのご相談お気軽に!

スマイル
フナヒキ

株式会社 船引商店

建設業許可 兵庫県知事(般-29)第501651号

営業時間/8:00~19:00 定休日/日曜日・祝日(土曜日は17:00迄)

たつの市龍野町日山62番地の3

TEL.0791-63-2688
FAX.0791-63-4667

快適な毎日をご提案

キッチン トイレ

リビング お風呂

トータルリフォームサービス

株式会社 M's 企画

たつの市揖保川町片島906-21

TEL.080-4366-3540 担当/清水

●お気軽にお問い合わせください



②新宮地域(光都)にお住まいの方(播磨高原広域事務組合 上下水道事業所)

基本料金		水道料金	
口径	料金	使用水量	1㎡当たりの料金
13mm	770円	1～ 50㎡	154円
20mm	1,650円	51～100㎡	231円
25mm	4,400円	101～200㎡	253円
30mm	7,150円	201～300㎡	286円
40mm	14,300円	301㎡以上	308円
50mm	28,600円		
75mm	44,000円		
100mm	77,000円		
150mm	209,000円		

+

(消費税含む)

③揖保川地域(半田・片島の一部を除く)及び御津地域にお住まいの方(西播磨水道企業団)

基本料金		水道料金	
口径	料金	使用水量	1㎡当たりの料金
13mm	597.3円	1～ 10㎡	47.3円
20mm	785.4円	11～ 20㎡	99.0円
25mm	1,739.1円	21～ 30㎡	141.9円
40mm	4,127.2円	31～ 50㎡	172.7円
50mm	7,647.2円	51～100㎡	204.6円
75mm	18,825.4円	101～200㎡	235.4円
100mm	37,525.4円	201㎡以上	246.4円

+

(消費税含む)

※口径13mm～25mmについては、5㎡までは基本料金のみで使用できます。
 ※合計に1円未満の端数がある場合は切り捨てます。

その他

- 正確に検針ができるよう、メーターボックスの上には車・植木鉢などを置かないようにご協力ください。
- 給水装置の新設・改造・修繕・撤去をする場合は、「指定給水装置工事事業者」に工事を依頼してください。



下水道

問 下水道管理課

下水道の使用開始について

- 家の新築や改築等で下水道に接続される場合は届出が必要です。
1. 工事着手前に下水道管理課へ「排水設備等計画確認申請書」を提出してください。
 2. 工事完成后、「排水設備等工事完了届兼公共下水道使用開始届」を提出してください。
 3. 届出から1～2週間以内に市が検査を実施し、検査合格後、下水道を使用することができます。
 ※以上の申請及び工事は、市が指定した「排水設備指定工事店」で行ってください。
 ※引越等下水道の使用を中止する場合は、上水道の中止とあわせて上水道課へ連絡してください。なお、井戸水を使用している場合の中止、変更は下水道管理課へ連絡してください。

正しい下水道の使い方について

下水道は皆さんの家庭等で排出された汚水を適切に処理することにより、自然や生活環境を良くする大切な施設です。正しく下水道施設を使っていただくために、以下の点に注意してください。

注意していただく点

- **トイレでは**
 トイレトーパー以外の紙類(ティッシュペーパーは水に溶けにくくなっています)、紙おむつや生理用ナプキンは下水道管が詰まる原因になりますので、絶対に流さないでください。
- **台所では**
 野菜くずや食べ残し、てんぷら油などは下水道管の詰まりや悪臭の原因となりますので、流さずに普通ごみとして処分してください。
 また、流しに熱湯を直接流すと排水管の傷みの原因になりますので流さないでください。

- **お風呂・洗面所では**
 髪の毛などは下水道管に流れると下水道管の詰まりの原因になりますので、髪の毛が流れないようにこまめに取り除いてください。
- **雨水は**
 雨水は汚水用下水道管に流すことはできません。雨水を汚水用下水道管に流していないか確認しましょう。誤って雨水を汚水用下水道管に流している場合は、早急な改善をお願いします。
 また、雨水が流れる道路側溝に落ち葉やごみがたまると雨水があふれる場合がありますので、気が付かれた時は側溝の清掃をお願いします。
- **危険物は**
 ガソリンなどの可燃物を下水道管に流すと気化し、爆発を起こす恐れがあるため大変危険です。絶対に流さないでください。

下水道使用料について

下水道使用料は水道料金と合わせて納付していただきます。

下水道使用料の計算方法(1か月当たり)

● たつの市(新宮地区光都を除く)

基本料金		従量使用量(1立方メートル当たり)(消費税含む)	
990円 (10㎡までは基本料金)	+	11～ 20㎡	143円
		21～ 40㎡	176円
		41～100㎡	220円
		101㎡以上	242円

● 新宮地区光都

基本料金		従量使用量(1立方メートル当たり)(消費税含む)	
550円	+	1～ 50㎡	121円
		51～200㎡	143円
		201㎡以上	165円



生活・環境・相談



生活・環境・相談

市営住宅

市営住宅は、住宅に困っている方に低額な家賃で賃貸することを目的としています。

▶ 申込資格

- (1)同居する親族があること。(内縁関係にある方や婚約者のある方も申込みできます。)ただし、次に該当する方又は市長が指定する住宅に入居を希望する方は単身でも入居できます。
 - 60歳以上の方
 - 身体障害者手帳の交付を受け1級から4級までの障害のある方
 - 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者など
- (2)入居者及び同居者の合計所得が一定の基準に該当すること。
- (3)自ら居住する住宅を必要とし、現在住宅に困っていること。
- (4)入居者及び同居者が暴力団員でないこと。
- (5)独立の生計を営んでいる連帯保証人を立てられること。
- (6)入居者に、市税等の滞納がないこと。
- (7)入居者及び同居者が過去に明渡し請求により市営住宅を退去してないこと。

▶ 申込手続きに必要なもの

- 入居申込書
 - 入居者及び同居者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は番号通知カード
 - 入居者の顔写真付き身分証明書(申込手続き時にマイナンバーカード(個人番号カード)を持参された場合は不要)
- ※世帯や住居の状況等により、別途添付書類が必要になる場合があります。

市営住宅の状況

住宅名	所在地
中臣	揖保町中臣
大源寺第2	神岡町大住寺
大源寺第3	神岡町大住寺
日山	龍野町日山
松原	揖保町門前・栄
清水新	揖西町清水
誉	誉田町広山

住宅名	所在地
越部	新宮町中野庄
鷲崎	新宮町鷲崎
船渡	新宮町船渡
上笹	新宮町上笹
栗町	新宮町栗町
町屋	揖保川町半田
黒崎	御津町黒崎
栄町	御津町中島
室津	御津町室津

市営特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅は、自己の住宅をお持ちでない中堅所得者向けに市が建設した住宅です。

▶ 申込資格

- (1)単身可
- (2)入居者及び同居者の合計所得が一定の基準に該当すること。
- (3)入居者及び同居人が暴力団員でないこと。
- (4)入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人(入居者が勤務する法人でも可)を立てられること。
- (5)入居者に、市税等の滞納がないこと。

▶ 申込手続きに必要なもの

- 入居申込書
 - 入居者及び同居者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は番号通知カード
 - 入居者の顔写真付き身分証明書(申込手続き時にマイナンバーカード(個人番号カード)を持参された場合は不要)
- ※世帯や住居の状況等により、別途添付書類が必要になる場合があります。

特定公共賃貸住宅の状況

住宅名	所在地
栗町	新宮町栗町
室津	御津町室津

住宅取得奨励金

▶ 転入者定住促進住宅取得奨励金

市外に居住している方が、市内に居住を目的として住宅を取得した場合に奨励金を交付します。

- ▶対象者 市外に1年以上居住し、転入される方
- ▶申請時期 転入した日から1年以内かつ、建物所有権登記完了後6か月以内
- ▶奨励金額 50万円(1年目30万円、2・3年目10万円)

▶ 若者定住促進住宅取得奨励金

市内に居住している40歳以下の夫婦等(夫婦のいずれかが40歳以下であれば可)が市内に定住を目的として住宅を取得した場合に奨励金を交付します。

- ▶対象者 市内在住の40歳以下の夫婦等
 - ▶申請時期 建物所有権登記完了後から6か月以内
 - ▶奨励金額 30万円(1年目に一括交付)
- ★共通事項
申請先は、まちづくり推進課です。
対象条件等、申請手続の詳細については、まちづくり推進課までお問い合わせください。

住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット35」の金利引き下げ

若者定住促進住宅取得奨励金及び転入者定住促進住宅取得奨励金の交付対象要件に該当する世帯で当該機構が民間金融機関と提携して実施する全期間固定金利型住宅ローン「フラット35」を利用する場合又は一戸建ての空き家を購入し、居住用として本市空き家活用支援事業の適用を受けて改修しようとする方が、購入費用と改修費用について一体的に「フラット35」を利用する場合に、当初5年間、年0.25%の金利引き下げを行います。

- ▶申請方法
金利引き下げの適用を受けるには、あらかじめまちづくり推進課へ申請いただき、適用要件に該当する旨の証明書の発行を受けていただく必要があります。

たつの市空き家相談センター

空き家の管理や利活用などでお困りの方に対し、利活用のための条件整理や利活用方策等に対する助言・支援等を行うとともに、必要に応じて専門家の紹介を行い、空き家に係る問題の解決に向けてサポートします。

- ▶開設場所 龍野町下川原80
- ▶開設日 日～火曜日 9時～16時
- ☎0791-78-9220 FAX:0791-78-9221

空き家バンク

たつの市での居住を希望される方に、空き家の情報を提供します。

- ▶申請方法
所有する空き家を売りたい、貸したいと希望される方又は登録物件を買いたい、借りたいと希望される方は、まちづくり推進課まで申請手続にお越しください。

空き家家財道具等撤去費支援事業

空き家バンク登録物件が成約した場合に、空き家に残存する家財道具等の処分にかかる費用の一部を助成します。

- ▶対象物件 空き家バンク制度に登録し、空き家バンク制度を介して売買契約又は賃貸借契約が成立した空き家等
 - ▶対象者 空き家バンク制度に登録している物件の所有者又は購入者
 - ▶対象経費 当該物件に残存する家財道具等の処分・搬出に関する経費
- ※ハウスクリーニング等の経費は対象となりません。
- ▶補助金額 対象経費の2分の1(上限10万円)
 - ▶申請先 まちづくり推進課

空き家活用支援事業

市内の空き家の有効活用と適正な維持管理を促進し、地域活性化を図ることを目的として改修工事費の一部を助成します。

対象条件等、申請手続の詳細については、まちづくり推進課までお問い合わせください。

- ▶対象者
 - 1.市内の空き家に10年以上居住しようとする者
 - 2.市内の空き家を所有し、かつ、10年以上賃貸住宅として活用しようとする者。ただし、不動産販売や不動産貸付を業とするものは除く。
 - 3.市内の空き家を10年以上事業所として活用しようとする者。ただし、不動産販売や不動産貸付を業とする者を除く。
- ▶申請先 まちづくり推進課

市営駐車場(一時利用・月ぎめ利用)の状況

問 都市計画課 各総合支所/地域振興課

名称	所在地	形態	使用料	台数
本龍野駅西駐車場	龍野町中村301-3	一時	24時間以内400円 24時間毎400円加算	82
		月ぎめ	月額4,000円	29
本龍野駅東駐車場	龍野町中村460	一時	24時間以内400円 24時間毎400円加算	35
		月ぎめ	月額4,000円	36
播磨新宮駅南駐車場	新宮町新宮320-5	一時	24時間以内400円 24時間毎400円加算	50
		月ぎめ	月額4,000円	74
播磨新宮駅北駐車場	新宮町新宮369-7	一時	24時間以内400円 24時間毎400円加算	24
竜野駅北駐車場	揖保川町黍田35-8	一時	24時間以内500円 24時間毎500円加算	26
		月ぎめ	月額5,000円	9
竜野駅南第1駐車場	揖保川町黍田35-10	一時	24時間以内500円 24時間毎500円加算	44
竜野駅南第2駐車場	揖保川町黍田34-6	月ぎめ	月額5,000円	24
正條みなみ駐車場	揖保川町正條617-3	月ぎめ	月額3,500円	5
揖保川公民館前駐車場	揖保川町山津屋21-2	月ぎめ	月額4,000円	6
室津駐車場	御津町室津1	月ぎめ	月額3,000円	28

申込手続きに必要なもの

- 使用申込書
- 車検証(コピー可)

道路・交通

問 建設課

道路を占用、掘削するとき

道路を掘削したり、排水管の埋設、建設工事などの足場・仮囲い等の設置、側溝への蓋がけ等、道路を使用する場合は、道路占用許可が必要です。

道路を改修するとき

道路の法面を埋立てたり、車両の乗入口の設置やガードレール、街路樹等の移設や撤去など個人で道路工事を行う場合は、工事施行承認が必要です。

里道や水路を使用、掘削するとき

各種法令に適用されない、里道、水路(ため池、湖沼含む)等の使用・工事を行う場合は、法定外公共物使用許可が必要です。

道路の維持補修について

道路の維持補修を行っています。事故防止のため、道路の陥没など市道の損傷箇所等にお気づきの際は、ご連絡をお願いします。

交通安全施設の維持管理について

ガードレール、カーブミラー、道路照明等交通安全施設の維持管理を行っています。施設の破損、故障等お気づきの際は、ご連絡をお願いします。

ごみの処理

問 環境課 揖龍クリーンセンター にしはりまクリーンセンター 各総合支所/地域振興課

ごみの収集

揖龍クリーンセンターがごみ収集を行います。(☎0791-64-8018)

ごみ袋の指定

- 普通ごみの収集袋は指定ごみ袋(手提げ大・大・中・小)です。
- 指定ごみ袋以外の袋で出された普通ごみは、収集できません。
- 指定ごみ袋に氏名を書いて、袋の口を結んでください。
- 指定ごみ袋の料金は下記のとおりです。

サイズ	価格
手提げ大	300円(20枚入り)
45リットル(大)	200円(20枚入り)
30リットル(中)	140円(20枚入り)
20リットル(小)	120円(20枚入り)

ごみの分け方

- ごみの分け方は、下記のとおりです。

ごみの区分	
龍野地区 揖保川地区 御津地区	普通ごみ、資源ごみ(空きビン、ペットボトル、紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、空き缶)、大型ごみ
新宮地区	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(空きビン、ペットボトル、紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、空き缶)、大型ごみ

生活・環境・相談

(広告)



美助っ人

あなたの街の便利屋さん

■草刈り
■家具の移動・組立
■ハウスクリーニング

その他何でもご相談ください!!

地元密着。あなたの困りごとをサポートします。

美助っ人

TEL/FAX 079-278-6277
E-mail:k1.takahashi000@gmail.com

ゴミの処分・片付け等
何でもご相談ください。

- 不要な家具・家電処分
- 家具や大型家電の移動

お見積りは無料!

(株)龍野衛生公社

たつの市龍野町大道2-11
営業時間/8:00~17:00
定休日/日、祝、第2・4土曜日

☎0791-63-3312

ごみは下記のとおり分別し、決められた収集日に出してください。

(龍野地区、揖保川地区、御津地区)

区分	ごみの種類	
普通ごみ	炊事ごみ	残飯、野菜、果物くず、貝殻等
	ゴム製品・ビニール類	ゴムホース、ビニールホース等
	木	木くず等
	その他の可燃ごみ	かばん、靴、スリッパ等
	ガラス類	板ガラス、蛍光灯、電球、鏡等
	食器類	茶わん、皿、湯のみ、土鍋等
	小型のプラスチック製品	おもちゃ、ヘルメット、ハンガー、バケツ、CD、洗面器等
空きビン	ビン	ジュース、酒、調味料、化粧品等
ペットボトル	ペットボトル	飲料、酒類、醤油等
紙パック	紙パック	飲料用紙パックでアルミが内側に貼付けられていないもの
紙製容器包装	紙製容器包装	紙箱類、カップ類、ふた類、包装紙類、紙袋類、紙パック類
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	レジ袋、カップ類、ボトル類、発泡スチロール、トレイ等
空き缶	アルミ缶・スチール缶	ビール、ジュース、菓子、海苔、茶、スプレー等
大型ごみ(粗大ごみ)	家電製品	ステレオ、オルガン、アイロン、プリンター、ファンヒーター、ストーブ、扇風機、掃除機、ヘアードライヤー等
	家具・厨房用品	タンス、本棚、机、ソファ、下駄箱、ガス台、流し台、ベッド、マットレス、じゅうたん、ふとん等
	諸車	自転車、三輪車、一輪車、乳母車、ベビーカー等
	小型の農機具	草刈機、噴霧機、除草機、スコップ、鋤れん、鍬等
	その他の金属製品	傘、なべ、やかん、包丁、フライパン、スプーン、フォーク、乾電池等
再生資源集団回収	新聞、雑誌、布類、段ボール、アルミ缶	

(新宮地区)

区分	ごみの種類	
可燃ごみ	炊事ごみ	残飯、野菜、果物くず、貝殻、アルミホイル等
	ゴム・ビニール	ゴムホース、ビニールホース等
	木	木くず等
	小型のプラスチック製品	おもちゃ、ヘルメット、ハンガー、バケツ、CD、洗面器等
	その他	かばん、靴、スリッパ、使い捨てカイロ等
不燃ごみ	ガラス類	板ガラス、コップ、電球、鏡等
	食器・陶器類	茶わん、皿、湯のみ、土鍋、アルミ容器、植木鉢等
	小型金属製品	傘、なべ、やかん、包丁、フライパン、スプーン等
	特殊ごみ	乾電池、蛍光灯
空きビン	ビン	ジュース、酒、調味料、化粧品等
ペットボトル	ペットボトル	飲料、酒類、醤油等
紙パック	紙パック	飲料用紙パックでアルミが内側に貼付けられていないもの
紙製容器包装	紙製容器包装	紙箱類、カップ類、ふた類、包装紙類、紙袋類等
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	レジ袋、カップ類、ボトル類、発泡スチロール、トレイ等
空き缶	アルミ缶・スチール缶	ビール、ジュース、菓子、海苔、茶、スプレー等
大型ごみ	家電製品	ステレオ、掃除機、電子レンジ、オルガン等
	家具・厨房用品	タンス、本棚、机、ソファ、下駄箱、ガス台、流し台、ベッド、マットレス、じゅうたん、ふとん等
	諸車	自転車、三輪車、一輪車、乳母車、ベビーカー等
	小型の農機具	草刈機、噴霧器、除草機、スコップ、鋤れん、鍬等
連合自治会集団回収	新聞、雑誌、布類、段ボール、アルミ缶、紙パック、紙製容器包装	

※リチウムイオン電池等は本庁環境課及び各総合支所地域振興課に回収ボックスを設置していますので、ご利用ください。

ごみの出し方

- 収集日当日の8時30分までに所定のごみステーションに出してください。
- 決められた日時、場所を厳守して、分別区分ごとに出してください。
- ごみの種類や地域によって収集日が決められています。詳しくは、ごみ収集カレンダーでご確認ください。

収集しないごみ

家庭から出た一時多量ごみは、各クリーンセンターへ事前に電話予約をして、直接搬入してください。搬入日時は予約時にご相談ください。

龍野地区、揖保川地区、御津地区

- ▶ 手数料 10kgあたり 150円
- ▶ 受付時間 平日9時～16時30分(土曜日は9時～12時)
- ▶ 搬入先 揖保クリーンセンター(☎0791-64-8018)

新宮地区

- ▶ 手数料 10kgあたり 100円
- ▶ 受付時間 平日・土曜日・祝日(日曜日除く)8時30分～16時30分
- ▶ 搬入先 にしはりまクリーンセンター(☎0790-79-8550)

収集・処理できないごみ

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン・毒物・劇物・薬品類・火薬・塗料・ガスボンベ・消火器・バッテリー・タイヤ・自動車(部品含む)・船舶・単車・大型農機具・機械器具・耐火金庫・液状廃棄物・土砂・がれき類・処理施設を損なうごみ・事業系廃棄物等は収集処理できません。販売店やメーカーに引き取りを依頼してください。

再生資源集団回収運動奨励金

ごみの減量化や資源の有効利用などを目的とした再生資源の集団回収運動を実施する団体に対して、奨励金を交付します。

- ▶ 対象団体 自治会(区長会)、老人会、婦人会、PTA、その他これらに類する団体

※ただし、営利を目的とした団体は奨励金の交付対象外です。

- ▶ 品目 新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、古着の5品目
- ▶ 奨励金 1kg当たり 8円

家庭不用品交換事業

ある方にとっては、使われない品物も他の家庭では必要としているものがたくさんあります。家庭で使われない品物の有効活用及びごみの減量化を図るため、家庭不用品交換事業を実施しています。

▶ 申込方法

「譲ります」「譲ってほしい」の希望のある方は、下記の内容で環境課又は各総合支所地域振興課(市民健康福祉係)の窓口で申し込んでください。登録台帳に登録し、広報紙、市ホームページに掲載、掲示板に掲示します。(市では、品物をお預かりできません。)

▶ 紹介方法

譲ってほしい方、又は譲りたい方の電話番号を紹介しますので、品物の確認、価格、受け渡し方法等について直接交渉してください。

紹介を受けた方は、速やかに交渉結果(成立又は不成立等)を市にご報告ください。

▶ その他

登録料、紹介料は無料です。

使用済小型家電回収事業

使用済小型家電に含まれる貴重な金属(レアメタル)を適正に再資源化するため、環境課及び各総合支所地域振興課に回収ボックスを設置しています。

▶ 対象品目

回収ボックスに投入できる小型家電(投入口は横31センチメートル×縦15センチメートルです。)

▶ 回収できる品目の例

- 電話機、ファクシミリ、携帯電話、PHS、スマートフォン、タブレット型情報通信端末、ノートパソコン
- ラジオ、ICレコーダー、DVDレコーダー、カメラ、ビデオカメラ、CD・MDプレーヤー、ヘッドホン、補聴器
- 電子辞書、電卓、電子書籍端末、電子体温計、電子電圧計、ヘルスメーター
- ヘアードライヤー、電気カミソリ、電動歯ブラシ、時計、ゲーム機
- カーナビ、ETC車載ユニット、リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器

▶ 注意点

- 個人情報は必ず消去してお持ちください。
- 一度回収ボックスに投入された小型家電は、原則返却しません。
- 家庭から排出されるものに限りです。
- 電池類は取り外してください。

小型充電式電池回収事業

リチウムイオン電池等の小型充電式電池を回収し、適正に再資源化するため、環境課及び各総合支所地域振興課に回収ボックスを設置しています。

▶ 対象品目

- ニカド電池
 - ニッケル水素電池
 - リチウムイオン電池
- ※下記のリサイクルマークが目印です。



▶ 注意点

- 乾電池は大型ごみ(新宮地域以外)または特殊ごみ(新宮地域)に出してください。
- 家庭から排出されるものに限りです。

斎場の利用

斎場は、下記のとおりです。

施設名	所在地	使用区域
筑紫の丘斎場	揖保郡太子町佐用岡732 ☎079-277-5500	龍野地区、揖保川地区、御津地区の住民
こぶし苑	新宮町光都3-37-1 ☎0791-58-0471	新宮地区の住民

●筑紫の丘斎場

種別	金額
大人(12歳以上)	18,000円
小人(12歳未満)	9,000円
死胎児(妊娠4か月以上)・胞衣物・身体の一部	4,500円
小動物	3,000円
霊安室(24時間)	5,000円
待合室(10畳)	4,000円

※死亡者が龍野地区、揖保川地区、御津地区に住民票がない場合は、上記の3倍の額となります。

●こぶし苑

種別	金額
大人(12歳以上)	30,000円
小人(12歳未満)	20,000円
死産児(妊娠4か月以上)	5,000円
胞衣・医療汚物	5,000円
ペット動物の死体	5,000円
霊安室(24時間)	5,000円

※死亡者が新宮地区に住民票がない場合は、倍額となります。
※大人・小人の利用料には霊柩車の使用を含みます。

葬儀用具等の貸出し

人生の終焉を飾る葬儀に使用される祭壇等を貸し出ししています。

使用料金は下記のとおりです。

(龍野地区、揖保川地区、御津地区)

種別	金額	備考
祭壇使用料	12,000円	棺及び葬祭用消耗品を除く。
葬儀用自動車使用料	10,000円	
棺	8,600円	特大・大 ラワン棺
	5,000円	小
	13,400円	大 布貼棺
葬祭用消耗品一式	3,800円	Aセット(Bセットに加え、枕机、ローソクセット、渦巻線香、お香等)
	2,400円	Bセット(白木位牌、分骨袋、香典帳、芳名録、焼香炭、忌紙等)

※死亡者が、龍野地区、揖保川地区、御津地区に住民票がない場合は、祭壇使用料は倍額となります。

(新宮地区)

種別	金額	備考
祭壇使用料	10,000円	棺を除く。
棺	13,000円	大人用 布貼
	6,000円	小人用 ※小学校就学前児童程度

※祭壇に含まれるもの:祭壇(4段5尺)、飾輿、六燈、盛台、写真台、五具足(燭台・花立・香炉)、焼香机
※死亡者が、新宮地区に住民票がない場合は、上記使用料は倍額となります。

犬の登録

登録は、生涯登録となっているため、鑑札はなくさないように注意してください。また、鑑札や注射済票は、迷い犬の飼い主を探す手がかりとなりますので、必ず首輪等につけておいてください。

▶登録手数料 3,000円

狂犬病予防注射

生後91日以上を飼う場合は、生涯登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが狂犬病予防法第5条で義務付けられています。飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせて、「注射済票」(金属製の標識)の交付を受けてください。

▶注射済票交付手数料 550円

下記動物病院以外で狂犬病予防注射を受けられた場合は環境課又は各総合支所地域振興課で注射済票交付申請をしてください。

●集合注射

市では、4月に各地区へ獣医師と一緒に注射の実施に出向いています。

日程や時間、場所等については、3月の「広報たつの」に掲載するとともに、登録した犬の飼い主に文書でお知らせします。

●個別注射

次の場合は、下記の動物病院あるいは最寄りの動物病院で登録や狂犬病予防注射を受けてください。下記の動物病院では鑑札と注射済票の交付を受けることができます。

1. 集合注射以降に生後91日以上を飼った場合
2. 飼っている犬が集合注射以降に生後91日以上になった場合

	動物病院名	所在地	電話番号
たつの市内	揖保川動物病院	揖保川町新在家150-1	0791-72-3744
	上月動物病院	誉田町福田95-9	0791-62-2180
	寺田動物病院	龍野町島田248-2	0791-63-3252
	どい動物病院龍野エルザ	龍野町富永715	0791-62-0710
	ふくしま動物病院	龍野町堂本86	0791-63-2343

市外の動物病院は次ページ▶

〈広告〉

家族葬は **117**の

セレモニーホール **大和会館**

もしもの時の安心の為に
葬儀事前相談室 9:00~17:00
☎0120-00-5969
龍野 ☎0791-63-5969
たつの市龍野町富永1005番地87

家族葬プランは **55th** 117グループ

詳しくはこちらから

会員価格 **16.5**万円~

通常価格 **28.9**万円~

QRコード

葬祭ディレクター116名所属

〈広告〉

霊柩寝台自動車・葬儀一式

有限会社 セレモニー **いのだや**
心をつなぐ

《新宮会館》たつの市新宮町福栖1-2
TEL.0791-75-4411

《姫路林田会館》姫路市林田町新町1153
TEL.079-261-2198



動物病院名	所在地	電話番号
エルザ動物医療センター	姫路市下手野1-110-1	079-297-8181
オガワ動物病院	姫路市下手野3-5-7	079-292-3430
上郡動物病院	赤穂郡上郡町山野里2113-1	0791-52-3300
クオール動物病院	姫路市東夢前3-134-1	079-299-2633
グリーン・フォレスト動物病院	揖保郡太子町東保300-1	079-277-6914
篠田動物病院	宍粟市山崎町加生241-4	0790-62-6823
太子動物病院	揖保郡太子町矢田部182-6	079-276-2684
タナカ動物病院	姫路市御立中3-6-17	079-292-4775
とべ動物病院	相生市栄町12-14	0791-22-2387
なかおか動物病院	赤穂市黒崎34	0791-42-9788
中川動物病院	姫路市亀山186-7	079-234-6262
ながみ動物病院	姫路市網干区和久587	079-272-0359
姫路エルザ動物病院	姫路市野里155	079-225-8282
平山獣医科医院	姫路市網干区高田274-7	079-272-2764
山田獣医科病院	姫路市網干区大江島古川町64	079-274-1020
ワールド動物病院	姫路市網干区北新在家271	079-272-7789

たつの市外

●注射の猶予

飼い犬が、妊娠、病気等で狂犬病予防注射を受けられない場合は、注射の猶予制度があります。猶予に関する相談は、上記の表に記載の動物病院にお願いします。

飼い犬の死亡

登録している飼い犬が死亡した場合は、必ず環境課又は各総合支所地域振興課まで届け出てください。ただし、筑紫の丘斎場を利用される場合は、火葬場から市へ書類が回送されるため届け出は必要ありません。

飼い主の転居・変更

登録している犬を所有されている方が、転居されたり、飼い主が死亡等で変更となる場合は、必ず環境課又は各総合支所地域振興課まで届け出てください。

犬・猫の引取り

動物がその命を終えるまで、適切に飼養すること(終生飼養)は飼い主の責務です。やむを得ない理由により、犬、猫を飼えなくなった場合は、兵庫県動物愛護センター龍野支所(☎0791-63-5146)に相談してください。

ペットが迷子の際には

すぐに動物愛護センターと警察署に連絡して下さい。

- 動物愛護センター龍野支所 ☎0791-63-5146
- たつの警察署 会計課 ☎0791-63-0110

人権相談

人権相談

市民一人一人の人権が尊重される「人権尊重のまちづくり」をめざすため、部落差別や地域の問題、いじめ等に関する相談をはじめ、あらゆる人権相談に応じるための体制を整えています。

相談場所	所在地	電話番号	相談日
人権推進課	龍野町富永1005-1	0791-64-3151	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

人権擁護委員による相談

法務大臣から委嘱をうけた人権擁護委員が、相談に応じます。

相談場所	所在地	電話番号	相談日
たつの市役所	龍野町富永1005-1	0791-64-3151	毎月1回 ※相談場所は毎月変更 になります
新宮総合支所	新宮町宮内16	0791-75-0251	
揖保川総合支所	揖保川町正條279-1	0791-72-2525	
御津総合支所	御津町苅屋356-1	079-322-1001	

隣保館での相談

地域の隣保館職員が、相談に応じます。

相談場所	所在地	電話番号	相談日
総合隣保館	揖保町松原14-4	0791-67-0090	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
誉隣保館	誉田町誉84	0791-63-2520	
福栖会館	新宮町福栖466	0791-75-1922	
上笹会館	新宮町上笹273-8	0791-77-0147	
段之上会館	新宮町段之上431-3	0791-75-2862	
仙正隣保館	新宮町仙正104	0791-75-2511	
本條自治会館	揖保川町二塚281-7	0791-72-5182	
上袋尻自治会館	揖保川町袋尻102-1	0791-72-5107	



各種相談 ※実施日時は変更となる場合がありますので、事前に問い合わせの上、ご相談ください。

法律に関する相談

相談名	相談内容	実施日時	問い合わせ先
弁護士相談	心配ごと法律相談	お問い合わせください	社会福祉協議会 (龍野支部) ☎0791-63-5106 (新宮支部) ☎0791-75-5084 (揖保川支部) ☎0791-72-7294 (御津支部) ☎079-322-2920
公証人相談			

消費生活・仕事・空き家などの相談

相談名	相談内容	実施日時	問い合わせ先
社会保険労務士による労働(年金)相談	労働、社会保険、年金に関する相談	毎月第4水曜日 13時30分～16時	商工振興課 ☎0791-64-3158
商工業に関する相談	創業、経営、融資などの各種相談	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9時～17時	龍野商工会議所 たつの市商工会 ☎0791-63-4141 ☎0791-72-7550
消費生活をめぐる問題についての相談	商品を購入したときやサービスを利用したときに生じる販売方法、契約内容、品質トラブルなど消費生活をめぐる問題についての相談	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8時30分～17時15分	たつの市消費生活センター (たつの市役所商工振興課内) 消費者ホットライン ☎0791-64-3250 ☎局番なし188
税務(税理士)相談	税全般に関する相談	お問い合わせください	市税課 ☎0791-64-3145
農事相談	農地の権利移動や農地転用についての相談	随時	農業委員会事務局 ☎0791-64-3185
空き家に関する相談	空き家の利活用等に関する相談	日・月・火曜日 9時～16時	たつの市空き家相談センター ☎0791-78-9220

相談名	相談内容	実施日時	問い合わせ先
消費者被害・多重債務・成年後見問題無料相談会 司法書士相談	左記相談名のとおり	毎月第4土曜日 9時～12時	兵庫県司法書士会 西播支部 ☎080-5743-0783 (平日9時～17時)
不動産無料相談会	土地建物の売買・賃貸、不動産業者等に関する各種相談 ※事前に予約が必要です。	毎月第1水曜日 (4月及び祝日の場合は第2水曜日) 14時～16時	(一社)兵庫県宅建物取引業協会西播磨支部 ☎0791-63-3072

福祉に関する相談

相談名	相談内容	実施日時	問い合わせ先
高齢者に関する相談窓口	在宅で生活されている高齢者やその家族の方々の、日常の様々な相談に応じます。(相談は無料です。秘密は厳守されます。)	緊急の場合は24時間いつでも相談できます。	くわのみ園在宅介護支援センター ☎0791-61-9002
			西はりまグリーンホームケアセンター ☎0791-63-3101
			ジュネスしんぐ在宅介護支援センター ☎0791-75-5228
			揖保川在宅介護支援センター ☎0791-72-6600
御津在宅介護支援センター ☎079-324-0767			
認知症相談窓口	認知症が心配になったら、ご家族やご近所に認知症の気になる方がおられたら、お気軽にご相談ください。状況に応じた相談先や事業をご紹介します。	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分	地域包括支援課 ☎0791-64-3125
ふくし総合相談窓口	福祉に関する様々な相談に応じます。介護、認知症、生活困窮、障害、ひきこもりなど同一世帯で多くの問題を抱えている相談にも対応します。	同上	☎0791-64-3270

(広告)

後藤敦夫法律事務所
Gotou Atsuo Law Office

地域密着型の弁護士があなたの権利を守ります。

- 離婚問題 ●債務整理 ●相続手続
- 交通事故 ●刑事事件 ●労働問題

〒679-4129 たつの市龍野町堂本12番地の7
みなとビル3階 301号
●JR姫新線 本竜野駅から徒歩5分

☎0791-63-7707
[受付時間/9:00～17:00]



(広告)

たつの法律事務所
迅速・親切・丁寧な対応を心がけております

弁護士 荻野 正和 (おぎの まさかず)
(兵庫県弁護士会 姫路支部所属)

30分 法律相談料 5,500円(税込)
多重債務は初回相談無料
交通事故、離婚、遺言、相続、企業法務
過払金、多重債務、不動産...他

☎0791-63-5775 9:30～18:00
土・日・祝 休み

たつの市龍野町富永1005番8 2F
たつの市役所近く

夜間・土日も相談可
(平日にご予約ください)

相続事件、離婚事件、交通事故事件等、多くのご依頼を受けさせていただいており、調停や訴訟の経験も豊富です。各種会社法務についてもお力になれます。訴訟、調停、示談交渉はもちろん、契約書・内容証明等の文章作成も可能です。(費用別途)



生涯学習・スポーツ

健康に関する相談

相談名	相談内容	実施日時	問い合わせ先
妊産婦・子育て相談	妊娠・出産・子育てに関する心配事を、保健師・助産師・栄養士が相談に応じます。	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～17時	母子健康支援センターはつらつ ☎0791-63-5121
健康相談	子育てから生活習慣病予防まで幅広く、保健師・栄養士が相談に応じます。		健康課 ☎0791-63-2112
エイズ・肝炎相談	HIVや肝炎ウイルス感染の不安についての相談・検査を行っています。(相談及び検査は、原則無料・匿名)		兵庫県龍野健康福祉事務所健康管理課 ☎0791-63-5140
専門的栄養相談	食品の栄養表示の方法と活用等、栄養に関する専門的な相談に応じます。	お問い合わせください	☎0791-63-5677
こころのケア相談	精神疾患やアルコール問題等について、精神科医が相談に応じます。		兵庫県龍野健康福祉事務所地域保健課 ☎0791-63-5687

子育て・教育に関する相談

相談名	相談内容	実施日時	問い合わせ先
ひとり親家庭相談	母子父子自立支援員がひとり親家庭の方からのあらゆるご相談に応じます。	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～17時	☎0791-64-3153
療育相談事業	「落ち着きがない」「友達とうまく遊べない」「言葉がおそい」「保・幼・こ・学校での集団生活行動について」…等、子どもの発育発達で心配がある方を対象に、医師による相談、心理士による発達検査、専門職による助言を行います。		児童福祉課 ☎0791-64-3220
子育て期における総合相談窓口 「子育て応援センターすくすく」	子育て中の困ったことや子どもの虐待等、子育て期のあらゆる相談や悩みをお聞きし、関係機関と連携し必要なサービスを紹介。保健師・家庭相談員などの専門的な職員が、安心して子育てができるよう応援します。	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分	☎0791-63-5121
母子健康支援センターはつらつ	保健師・助産師・栄養士等の専門職が妊娠・出産・子育てに関する心配事、ご相談をお聞きし、妊産婦や子育て中の方が、安心して子育てができるよう支援します。		健康課 ☎0791-63-5121
教育相談	進路、いじめ、不登校などについて、教育相談専門員が相談に応じます。	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～17時	学校教育課 ☎0791-64-3023

生涯学習

問 社会教育課

市民の皆さん誰もが生涯学習事業に参加し、学習を通じて交流を深めるため、市内5公民館をはじめ各社会教育施設において、地域の魅力・特徴を生かした各種教室、講座等を開催しています。

●成人対象 教養講座、趣味講座、高齢者向け講座など

●子ども対象 写生・工作、料理教室、人形劇など

●自主活動グループ

茶道、華道、書道、俳句、短歌、絵画、陶芸、手芸、合唱、囲碁、将棋、ダンス、体操、空手、太極拳、詩吟、民謡、その他活動されているグループは公民館ごとに異なります。

詳しくは各公民館へ直接お問い合わせください。

※各社会教育施設の所在地、電話番号は公共施設一覧(P112～113)をご覧ください。

●図書館

施設名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
龍野図書館	龍野町本町57-1	0791-62-0469	10時～18時	原則毎週月曜日
新宮図書館	新宮町宮内75-1	0791-75-3332	10時～18時	原則毎週火曜日
揖保川図書館	揖保川町正條354-1 (総合文化会館アクアホール3階)	0791-72-7666	10時～18時	原則毎週月曜日
御津図書館	御津町岩見315-6	079-322-1007	10時～18時	原則毎週月曜日

※電子図書館…播磨科学公園都市圏域定住自立圏(たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町)に在住・在勤・在学の方は登録の上、使用いただけます。

電子図書館ホームページ <https://www.d-library.jp/haritei/>



龍野図書館



新宮図書館



揖保川図書館



御津図書館



生涯学習・スポーツ



生活・環境・相談

施設名	龍野体育館	新宮スポーツセンター	揖保川スポーツセンター	御津体育館
設備	競技場、剣道場、柔道場、卓球場、研修室、トレーニング室、温水プール	体育館、卓球場、トレーニング室、会議室	競技場、剣道場、柔道場、卓球場、トレーニング室	競技場、剣道場、柔道場、卓球場、トレーニング室、会議室
	休館日は毎週月曜日と年末年始。 使用月の前々月20日から予約開始。※20日が月曜日の場合は翌日。 (市外の方は使用月の前月から予約開始。)			
所在地	龍野町富永1005-1	新宮町宮内56	揖保川町黍田427-25	御津町黒崎1730
電話番号	0791-63-2261	0791-75-1792	0791-72-5567	079-322-3012

施設名	中川原公園	牧運動公園	揖保川グラウンド	御津運動場
設備	テニスコート、グラウンド	野球場	野球場	テニスコート、グラウンド
	使用月の前々月20日から予約開始。※20日が月曜日の場合は翌日。 (市外の方は使用月の前月から予約開始。)			
所在地	龍野町富永1005-1	新宮町牧710	揖保川町馬場966-1	御津町黒崎550
電話番号	0791-63-2261	0791-75-1792	0791-72-5567	079-322-3012

施設名	新宮温水プール	新宮武道場	新宮青少年センター
設備	温水プール	柔道場、剣道場 使用月の前々月20日から予約開始。 ※20日が月曜日の場合は翌日。(市外の方は使用月の前月から予約開始。)	教育キャンプ場 (※使用日3か月前から予約開始)
所在地	新宮町平野118-1	新宮町新宮1030	新宮町曾我井744
電話番号	0791-75-5151	0791-75-1792	0791-75-1792



龍野体育館



新宮スポーツセンター



揖保川スポーツセンター



御津体育館

農業委員会

問 農業委員会事務局

農業委員会

農地のままでの売買や貸し借りをしようとするときは

●農地のままでの所有権移転(売買、交換、贈与)や貸借(賃貸借、使用貸借)を行う場合は、事前に許可を受ける必要があります。農業委員会事務局にお問い合わせください。☎0791-64-3185

農地を転用しようとするときは

●農地を転用(宅地や駐車場など農地以外に利用)する場合や、転用することを目的に所有権移転(売買、交換、贈与)や貸借する場合には、農業委員会を通じ、県知事の許可等を受ける必要があります。農業委員会事務局にお問い合わせください。☎0791-64-3185

商工業・労働・消費生活 問 商工振興課

商工業

内容	詳細
経営、融資、創業などの各種相談	龍野商工会議所(龍野町富永702-1) ☎0791-63-4141 たつの市商工会(揖保川町原849-37) ☎0791-72-7550
創業支援	産業振興、雇用・定住促進を図るため、市内で創業を計画している方に対して、創業に要する費用の一部を支援します。 ※諸条件がありますので、事前にお問い合わせください。 商工振興課 ☎0791-64-3158

労働

内容	詳細
求職の相談及び紹介	●ハローワーク龍野(龍野町富永1005-48) ☎0791-62-0981
専門員による若者就職サポート相談	(対象者) 仕事について悩みを抱える若者やその保護者 (日時) 毎月第3水曜日 13時30分～16時30分 ※5月、7月、9月、11月、1月、3月を除く(予約・問い合わせ) 商工振興課 ☎0791-64-3158
社会保険労務士による労働(年金)相談	(日時) 毎月第4水曜日 13時30分～16時(問い合わせ) 商工振興課 ☎0791-64-3158

消費生活

内容	詳細
消費生活をめぐる問題についての相談	商品を購入したときやサービスを利用したときに生じる、販売方法、契約内容、品質トラブルなど消費生活に関する相談に応じ、問題解決のお手伝いをします。 消費者ホットライン ☎局番なし188(12月29日～1月3日を除く) 消費生活センター(商工振興課内) ☎0791-64-3250

農業・商工業・労働・消費生活



〈広告〉

農地転用ならおまかせ!

- 農地転用**
自分の畑に家を建てたい
農地に太陽光を設置したい
農地を売りたい
- 土地活用**
土地の利用や
売買・相続などの相談
- 家づくり**
家の完成までを
一級建築士がサポートします

FUJIMOTO

フジ工房 ふじもと総合事務所
たつの市新宮町千本717-1
TEL 0791-60-1424(代)
FAX 0791-75-3424

フジ工房 検索

生涯学習・スポーツ

本会議・委員会の傍聴について

市議会の本会議・委員会は、一般に公開されており、「傍聴者受付名簿」に住所(市内・市外の別のみ)・氏名を記入するだけで、個人でも団体でも自由に傍聴できます。ただし、団体で傍聴を希望される場合は、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。

本会議の議場放映・録画映像について

議会開催日には、傍聴席以外でも、本庁本館玄関ロビー、本庁3階市議会ロビー、各総合支所1階ロビー等にある各テレビで本会議中継(ライブ)の放映をご覧になることができます。

また、録画映像は、本市ホームページからご覧いただけます。なお、本会議の翌日から起算して、概ね3日後(土・日曜日・祝日を除く。)からご覧いただくことができます。

請願・陳情について

▶ 請願

請願は、憲法で規定された国民の権利のひとつで、法律的には、国、国会又は地方公共団体に対して、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、又はとらないよう要望・希望を申し出ることを言います。

▶ 請願できる方

請願は、市民であるかどうかを問わず、誰でも請願をすることができます。また、法人、外国人も請願することができます。ただし、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。

▶ 請願の提出時期

提出用件を満たしている請願書は、閉会中であっても受理しますが、直近の定例会に上程するためには、審議の都合上、議会開会に際して開催される議会運営委員会の前日の17時までに提出をお願いします。

▶ 採択後の取扱い

意見書提出又は決議を議決されたい旨の請願を採択した場合には、関係機関に議長名で意見書や決議文を提出して、その請願内容の実現を求めます。また、請願者には、市議会での請願の採択・不採択等の審議結果をお知らせします。

▶ 陳情

陳情は、請願のように法律上の権利ではありませんが、住民の要望等を議会に訴えるものである点については同じです。市議会では陳情者の住所が市内で、かつ直接議会事務局へ持参して趣旨等の説明があったもののみ、議会運営委員会で諮り、議会で取り上げることが決定した場合は、請願に準じて取扱いをします。

ただし、陳情の場合は、紹介議員は必要ありません。



議場

主要公共施設一覧

▶ 市役所・総合支所・出張所

施設名	所在地	電話番号
市役所	龍野町富永1005-1	0791-64-3131
新宮総合支所	新宮町宮内16	0791-75-0251
揖保川総合支所	揖保川町正條279-1	0791-72-2525
御津総合支所	御津町苅屋356-1	079-322-1001
御津総合支所 室津出張所	御津町室津285-2	079-324-0001

▶ たつの市立小学校・中学校

施設名	所在地	電話番号
龍野小学校	龍野町上霞城86-2	0791-63-1371
小宅小学校	龍野町日飼105	0791-63-0279
揖西東小学校	揖西町清水新9	0791-66-0020
揖西西小学校	揖西町住吉142	0791-66-0021
揖保小学校	揖保町西構67	0791-67-8500
誉田小学校	誉田町広山580-1	0791-62-1529
神岡小学校	神岡町上横内51	0791-65-0010
西栗栖小学校	新宮町鍛冶屋252	0791-78-0344
東栗栖小学校	新宮町能地284	0791-75-0104
香島小学校	新宮町香山1160	0791-77-0009
新宮小学校	新宮町新宮437	0791-75-0056
越部小学校	新宮町中野庄197	0791-75-2303
半田小学校	揖保川町新在家166-2	0791-72-2281
神部小学校	揖保川町黍田434	0791-72-3020
河内小学校	揖保川町金剛山604	0791-72-2129
御津小学校	御津町釜屋206	079-322-0020

施設名	所在地	電話番号
龍野東中学校	龍野町日飼100	0791-62-1117
龍野西中学校	揖西町小神30	0791-62-3681
新宮中学校	新宮町宮内426	0791-75-0079
揖保川中学校	揖保川町正條471	0791-72-2673
御津中学校	御津町朝臣414	079-322-0550
中央学校 給食センター	揖西町小畑489-15	0791-72-8181
御津学校 給食センター	御津町釜屋331-7	079-322-3301

▶ 播磨高原広域事務組合立小学校・中学校

施設名	所在地	電話番号
播磨高原 東小学校	新宮町光都2-6-1	0791-58-0328
播磨高原 東中学校	新宮町光都2-4-1	0791-58-0981

▶ 教育関連施設

施設名	所在地	電話番号
揖保教育研修所	揖保川町正條354-1	0791-72-8333
揖保少年育成 センター	(総合文化会館アク アホール内)	0791-72-8770



中央学校給食センター

医療・保健・福祉施設

施設名	所在地	電話番号
たつの市民病院	御津町中島1666-1	079-322-1121
室津診療所	御津町室津288-1	079-324-0555
介護老人保健施設 ケアホームみつ	御津町中島1666-1	079-322-3766
訪問看護ステーション れんげ	龍野町富永1005-1 (たつの消防署3階)	0791-63-2065
居宅介護支援事業所	龍野町富永1005-1 (たつの消防署3階)	0791-63-2066
はつらつセンター (健康課)	龍野町富永410-2	0791-63-2112
福祉会館	龍野町富永1005-1	0791-63-4343
新宮ふれあい福祉会館	新宮町平野111-1	0791-75-5088
御津やすらぎ福祉会館	御津町朝臣38-1	079-322-2920
中央児童館 (福祉会館3階)	龍野町富永1005-1	0791-63-5118
龍野子育てつどいの広場 (はつらつセンター2階)	龍野町富永410-2	0791-62-9255
新宮子育てつどいの広場 (新宮こども園敷地内)	新宮町新宮437	0791-75-4646
揖保川子育てつどいの広場 (揖保川公民館2階)	揖保川町山津屋19-1	0791-72-6577
御津子育てつどいの広場 (御津やすらぎ福祉会館2階)	御津町朝臣38-1	079-322-2208
障害児通所支援センター はばたき園 (はつらつセンター2階)	龍野町富永410-2	0791-63-5230
老人福祉センター	龍野町富永1005-1	0791-63-5234
生きがいセンター (高齢者生きがい創造センター・龍野つくし園)	龍野町富永458-1	0791-63-4980
高齢者ふれあいセンター 梅香園	御津町室津312	079-324-0380
総合隣保館	揖保町松原14-4	0791-67-0090
誉隣保館	誉田町誉84	0791-63-2520
仙正隣保館	新宮町仙正104	0791-75-2511
福栖会館	新宮町福栖466	0791-75-1922
上笹会館	新宮町上笹273-8	0791-77-0147
段之上会館	新宮町段之上431-3	0791-75-2862
本條自治会館	揖保川町二塚281-7	0791-72-5182
上袋尻自治会館	揖保川町袋尻102-1	0791-72-5107

社会教育施設など

施設名	所在地	電話番号
総合文化会館 赤とんぼ文化ホール	龍野町富永	0791-63-1888
総合文化会館 アクアホール	揖保川町正條354-1	0791-72-4688
揖保川文化センター (愛称 揖保川と きめぎセンター)	揖保川町黍田 427-25	0791-72-5566
青少年館	龍野町富永	0791-62-2626
中央公民館	龍野町立町40	0791-62-0959
小宅公民館	龍野町中村269-14	0791-63-1436
新宮公民館	新宮町新宮1060-1	0791-75-0922
揖保川公民館	揖保川町山津屋19-1	0791-72-2412
御津公民館	御津町苅屋356-1	079-322-4501
構教育集会所	揖保町構213-2	0791-66-1177
龍野図書館	龍野町本町57-1	0791-62-0469
新宮図書館	新宮町宮内75-1	0791-75-3332
揖保川図書館	揖保川町正條354-1	0791-72-7666
御津図書館	御津町岩見315-6	079-322-1007
龍野歴史文化資料館	龍野町上霞城128-3	0791-63-0907
埋蔵文化財センター	新宮町宮内16	0791-75-5450
霞城館・矢野 勘治記念館	龍野町上霞城30-3	0791-63-2900
室津民俗館	御津町室津306	079-324-0650
室津海駅館	御津町室津457	079-324-0595
龍野体育館	龍野町富永1005-1	0791-63-2261
新宮スポーツセンター	新宮町宮内56	0791-75-1792
揖保川スポーツセンター (愛称 揖保川と きめぎセンター)	揖保川町黍田 427-25	0791-72-5567
御津体育館	御津町黒崎1730	079-322-3012
新宮温水プール	新宮町平野118-1	0791-75-5151
新宮武道場	新宮町新宮1030	0791-75-1792
新宮青少年センター	新宮町曾我井744	0791-75-1792

施設名	所在地	電話番号
揖西コミュニティセンター	揖西町竹万95-1	0791-66-2410
揖保コミュニティセンター	揖保町栄327-3	0791-67-1440
誉田コミュニティセンター	誉田町広山618-4	0791-63-1359
神岡コミュニティセンター	神岡町横内304-1	0791-65-2109
西栗栖コミュニティセンター	新宮町鍛冶屋105-1	0791-78-0240
東栗栖コミュニティセンター	新宮町能地321	0791-75-4121
香島コミュニティセンター	新宮町香山1241	0791-77-0680
越部コミュニティセンター	新宮町中野庄125-3	0791-75-1924
半田コミュニティセンター	揖保川町野田97-1	0791-72-4800
神部コミュニティセンター	揖保川町黍田427-25	0791-72-5566
河内コミュニティセンター	揖保川町浦部186-2	0791-72-2211
室津センター	御津町室津285-2	079-324-0001

商工観光・農林水産施設・国民宿舎

施設名	所在地	電話番号
龍野城	龍野町上霞城128-1	0791-63-0907
聚遠亭	龍野町中霞城6	0791-62-2058
武家屋敷資料館	龍野町上霞城45	0791-63-9111
かどめふれあい館	龍野町上川原98	0791-62-5155
三木露風生家	龍野町上霞城101-3	0791-62-0553
醤油の郷 大正ロマン館	龍野町上霞城126	0791-72-8871
旧脇坂屋敷	龍野町中霞城118-1	0791-62-5552
道の駅しんぐう	新宮町平野99-2	0791-75-0548
道の駅みつ	御津町室津896-23	079-322-8500
産業 振興センター	龍野町堂本38-1	0791-63-9961
国民宿舎 赤とんぼ荘 (喫茶メイプル)	龍野町日山463-2	0791-62-1266
国民宿舎 志んぐ荘	新宮町新宮1093	0791-75-0401

消防施設

施設名	所在地	電話番号
西はりま消防本部	揖保川町正條279-1	0791-76-7119
たつの消防署	龍野町富永1005-1	0791-63-3511
たつの消防署 新宮分署	新宮町下野608-2	0791-75-1119
たつの消防署 光都分署	赤穂郡上郡町光都 2丁目21-1	0791-58-0119
たつの消防署 揖保川出張所	揖保川町正條367-1	0791-72-2900
たつの消防署 御津出張所	御津町岩見1534-1	079-322-3618



公衆衛生の豆知識



正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。 ・時計や指輪は外しておきましょう。



石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



正しいマスクの着用



出典:首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」ほかの人にうつさないために(https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html)より加工・編集して作成

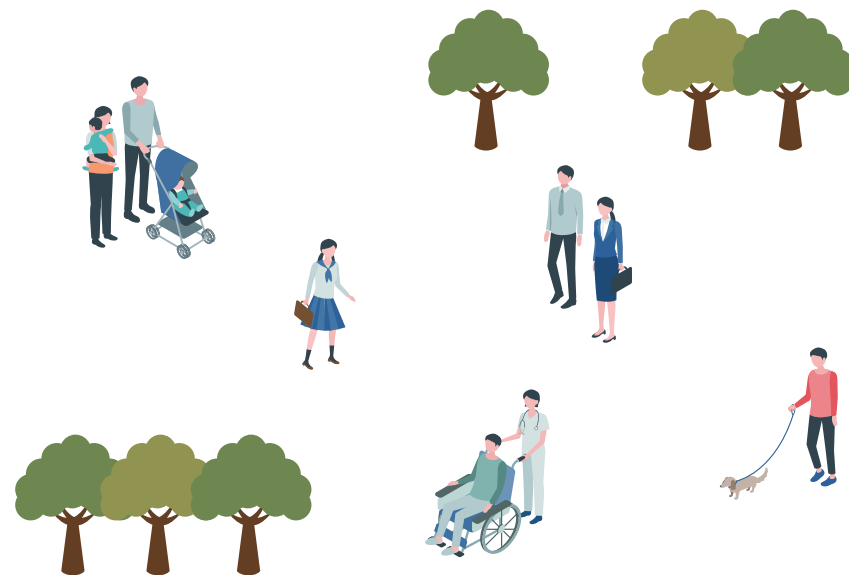
たつの市暮らしの便利帳 生活ガイドINDEX

困った時に役立つ情報がいっぱい!



医療マップ	116	葬儀と墓石について	138
暮らしマップ	122	たつの市・揖保郡医師会	140
家づくり・リフォームの基礎知識	124	揖龍歯科医師会	141
不動産と住まいの基礎知識	134	龍野薬剤師会	142
たつの市の絶品グルメ	135	龍野商工会議所	143
愛車の健康法	136	たつの市商工会	144

●「生活ガイド」ページは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。なお、地図のページに関しては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



〈広告〉

ホームページ

デザイン・いんざつ工房
萬まる堂

たくさんの方のまろい笑顔のために...
企画・デザインから印刷まで
お客様らしさをカタチにします。

- ロゴ作成 ●名刺 ●パンフレット
- 封筒 ●伝票 ●冊子
- 各種チラシ ●DM ●ラベル
- パッケージ ●のぼり ●幕
- Tシャツ ●ノベルティ etc

本社 Tel&Fax:0790-67-9288